

環 備 ー 3 7 4
令和 6 年 6 月 2 7 日

一般社団法人秋田県産業資源循環協会
会長 平野 久貴 様

秋田県生活環境部長
(公印省略)

産業廃棄物処理業に係る「許可申請書作成のための手引き」の
改定について（通知）

本県の廃棄物行政の推進については、日頃から御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和 5 年 1 月 4 日から自動車検査証が電子化されたことをきっかけに、令和 5 年 12 月に「許可申請書作成のための手引き」を改定しました。

今般、この間に得られた知見や秋田県行政書士会からの御意見を踏まえ、別添のとおり産業廃棄物処理業に係る「許可申請書作成のための手引き」を改定することとしました。

つきましては、県公式ウェブサイトに掲載しますので、貴会会員へ周知してくださるようお願いいたします。

(改定の概要)

- 自動車検査証の電子化に伴う添付書類の変更
電子化された場合は、自動車検査証記録事項のみとする。

- 外国人の住民票の記載に関すること
外国人にあっては国籍等が記載されているものとする。

(掲載場所)

県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」

部署別一覧 ー 生活環境部 ー 環境整備課 ー 産業廃棄物処理業者関係
ー 産業廃棄物処理業者の許可取得について ー 産業廃棄物処理業の許可申請について（各申請書リンク内）

【担当】

生活環境部環境整備課廃棄物対策チーム

電話：018-860-1624

F A X：018-860-3835

E-mail：recycle@pref.akita.lg.jp